

令和5年度直島町障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、町の全ての機関が行う物品等の調達に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

- ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）
- イ 生活介護事業所
- ウ 就労移行支援事業所
- エ 就労継続支援事業所（A型及びB型）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努めるものとする。

5 調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

6 調達の実施

障害者就労施設等からの物品等の調達については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び直島町契約規則（昭和39年直島町規則第47号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等からの随意契約の活用にも努める。

7 調達の推進

障害者就労施設等からの物品等の調達に関し、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 住民福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報について、町の全ての機関へ情報提供を行う。
- (2) 障害者就労施設等との契約が円滑に行われ、物品等の購入が簡易に行われるよう配慮する。

- (3) 町の全ての機関は、障害者就労施設等への発注について、各障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等、適切な配慮を行う。
- (4) 障害者就労施設等の共同受注窓口として設置している特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会によるあっせん及び仲介による調達は、上記(1)から(3)の措置に準ずるものとする。

8 調達実績の公表

この方針に基づく物品等の調達については、当該年度終了後、実績を公表するものとする。

9 その他

物品等の調達のほか、町及び関係団体等が開催するイベント等について、住民福祉課や協議会を通じて障害者就労施設等へ情報提供を行うなど、障害者就労施設等からの物品等の調達の拡大が図れるよう努めるものとする。